

世間話または現代民話としての「二人の役人」 ——宮沢賢治の忘れられた民譚をめぐって——

“Futari no Yakunin” as a Daily Narrative, or a Contemporary Folktale :
Miyazawa Kenji’s Forgotten Folktales

高畑早希

TAKABATAKE Saki

摘要

This paper discusses one of Miyazawa Kenji's folkloric fiction, “Futari no Yakunin,” which, despite the author’s description as folkloric, was not evaluated as a folkloric work in past studies. This paper indicates a bias in previous views of folklore, serving as the premise of the study, and in the direction of academic interest. In addition, by borrowing the concepts of “daily narrative” from the study of oral literature and “contemporary folktale” from the study of folktales, this paper intends to deconstruct the bias that has alienated “Futari no Yakunin,” and reposition the work as a folkloric tale (min-dan).

キーワード 宮沢賢治 民譚 世間話 現代民話 学童

Keyword Miyazawa Kenji, Folktale, Daily Narrative, Contemporary Folktale, School Children

問題提起

宮沢賢治は東北の民俗に取材した作品を複数書いただけでなく、佐々木喜善など日本民俗学の成立に関わった人々と交流を持った作家である。賢治の残した民話的童話としては、「ごしき童子のはなし」や、岩手の郷土芸能を題材にした「鹿踊りのはじまり」、日本の教科書では馴染みの「風の又三郎」等がよく知られ、文学研究においても注目されてきた。しかし、賢治自身が民話的であると称した作品は以上のものではない。賢治童話において唯一、民話的、正確に言えば「民譚」と称された童話は、「二人の役人」という小品なのだ。本作は先述の童話に比べると明らかに知名度が低く、賢治研究においても民話的作品としては注目されてこなかった。

本論は、従来の宮沢賢治研究において「二人の役人」が評価されなかった要因として、研究の前提となる民話観や、「二人の役人」を論じる際の学術的な問題意識の方向性に、ある種の偏向が存在したことを指摘する。そのうえで、口承文芸研究の「世間話」や、民話研究の「現代民話」という概念をテキスト分析に取り入れることで、「二人の役人」を疎外してきた偏向性の問い直しを試み、本作を民話的作品として議論の俎上へ載せ、再評価を行いたい。

第1節 イーハトーブ民譚集「二人の役人」の所在

まずは、「二人の役人」が民話的作品として認知されてこなかった要因を、従来の宮沢賢治研究の民話観に求める。

方法としては、従来民話的と見なされてきた賢治童話と「二人の役人」の比較を行う。ただ

し、宮沢賢治と民俗や民話の関係を論じた研究において、何れの童話を民俗的・民話的とみなすかについての共通理解はいまだ存在しないため、本論では 1964 年に岩崎書店から刊行された『宮沢賢治童話全集 5 イーハトーブの民話集』（以下『イーハトーブの民話集』と記す。）を枠組みに賢治作品をめぐる既存の民話観を考察する。この全集を参照する理由は、①イーハトーブの民話を編むという明らかな編纂意図があるため。②賢治の実弟であり、没後評価に影響を持った宮沢清六と、戦後の宮沢賢治研究の「第一人者」¹である堀尾青史が編集を担当しているため。③1964 年の初版から版を重ね、現在においても普及しているため。以上 3 点である。

『イーハトーブの民話集』には後述の 14 作が収録されている。14 の作品を一瞥して奇妙に感じられるのは、編集を担当した堀尾青史による次のような解説文があるにもかかわらず、『イーハトーブの民話集』に「二人の役人」が採録されなかった事実だ。

本巻のタイトル、『イーハトーブの民話集』というのは、説明を要します。民話というとむかしからその地方にいつたえられたおはなしということです。しかし、これは賢治の創作です。賢治は民譚集ということばを考えていました。そこにすむ人民の物語ということです。このことばを用いたかったのですが、ややわかりにくい、なじみがうすいという出版社の意見もあり、イーハトーブという賢治の創造した土地の物語ですから、その新しい民話であると考えてもよいという判断で、『イーハトーブの民話集』ということにしたのです。

（『イーハトーブの民話集』 p.231）

「二人の役人」の原稿の題名の上方には、ブルーブラックインクで「イーハトーブ民譚集」と書き込みがある²。このことは、旧『校本全集』の編纂委員であった堀尾は承知しているはずで、現にここでは、「賢治は民譚集ということばを考えていました〔…〕このことばを用いたかった」と述べている。すると『イーハトーブの民話集』の編纂員は、民譚とされた「二人の役人」の存在を承知していながら、これを除外した民話集を編集したといえる。「賢治の創造」や「土地の物語」という堀尾の言葉からは、宮沢賢治の独自性や、東北の郷土性を優先させる編纂意図がうかがえるだろう。

では次に、『イーハトーブの民話集』に収録された民話的作品と、除外された「二人の役人」の関係を考察する。ここでは、『イーハトーブの民話集』に収められた話群を 5 つの型に分類して「二人の役人」と比較することで、それぞれの作品の類型的な位相関係を検討する。

以下は、筆者が『イーハトーブの民話集』に収録された 14 作をもとに作成した分類である。

《 民話的作品の 5 分類 》

- ① 記録型…「ざしき童子のはなし」、「とっこべとら子」
- ② 既存の民話の登場人物との交渉型…「狼森と笹森、盗森」、「水仙月の四日」、

「山男の四月」、「祭の晩」、「紫紺染について」

- ③ 動物との交渉型…「なめとこ山のくま」、「鹿踊りのはじまり」
- ④ 世間話型…「税務署長の冒険」、「毒もみのすきな署長さん」
- ⑤ 郷土性・宮沢賢治性強調型…「フランドン農学校のぶた」、「虔十公園林」

①は佐々木喜善の『奥州のザシキワラシの話』(1920)や、柳田国男と早川孝太郎の『おとら狐の話』(1920)など民俗学の著作を意識したと思われる作品で³、賢治童話のなかでは記録性の高い話群である。②は東北の昔話に登場する雪の精や山男と人間の交渉を描いた作品であり、③は狩猟民や農民と動物との交渉を描いた作品である。また⑤は、賢治の出身校である盛岡高等農林学校を題材にした話や、デクノボー的人間像を描いた話である。先の編集意図をふまえれば、①～③は東北の郷土性を、⑤は賢治の独自性を表す作品として収録された可能性が高い。

以上をふまえると④の世間話型は、『イーハトーブの民話集』において異質な話群といえる。「世間話」とは口承文芸研究の術語であり、身近な出来事を固有の人物・事件をあげて自在に話すものを指す⁴。「二人の役人」を『イーハトーブの民話集』の中へあえて位置づけるならば、身近な体験を語るこの作品は④の世間話型に近接する。しかし、ずれもある。なぜなら「二人の役人」の主要な登場人物は、「税務署長の冒険」や「毒もみのすきな署長さん」では、後景に退いている子供達であるからだ。この子供の存在が影響したために「二人の役人」は、従来の研究においては「民譚」としてではなく「村童スケッチ」として論じられる例が多くみられた。

「村童スケッチ」とは、「イーハトーブ民譚集」と同じく、宮沢賢治が原稿整理のために付したジャンルである。「農村の児童たちの生態が描写されているが、おそらく彼〔宮沢賢治：引用者注〕自身の体験の追憶が織り込まれている」⁵と、恩田逸夫が指摘したとおり、賢治の幼少期を連想させる描写や、岩手の郷土色が強い作品が含まれる場合が多い。

「村童スケッチ」群を詳細に分析したのは黄育紅の論⁶であるが、そこでも「二人の役人」の存在感は薄く、作品への言及はわずかに、「愚かしく滑稽な役人を風刺している」という一文だけである。また、村童に影響を与える「伝承伝説」の例として持ち出されるのが、山男や風の神などのモチーフに限られることから、これら有名な昔話のモチーフが賢治童話の「民話度」を測るものさしとして、研究において常套的に使用されている事実がうかがえる。確かに、山男や風の神は、農村共同体の口頭伝承に受け継がれており、民俗学でもこれらのモチーフを調査・分類し、全国規模の昔話辞典が作成されている。

しかし、当然のことだが、子供を含め村落に生きた人々が日常で触れていた民話、つまり民間説話は昔話に限られたものではない。例を挙げるならば世間話のような、人々の体験した〈身近の話の群れ〉も重要な声の世界として存在したのだ。いやむしろ、これらの話の方が生活の中では主流であっただろう。この点を見落として、宮沢賢治の民話的世界をいわゆる昔話的な伝承に限ってきたために、賢治童話の民俗性を論じた従来の研究は、よく引用される『遠野物語』の伝承群、それもごく一部の話群から自由になれなかった。そして、昔話・伝説的な民話

とは異なるところに表象された民譚——堀尾の言葉を借りれば「そこにすむ人民の物語」——としての「二人の役人」が、不自然なまでに見過ごされてきた原因もおそらくこの典型的な民話観に求めることができる。

「二人の役人」は、「東北地方を舞台に子どもたちが体験した些細ともいえる出来事を描いた」⁷作品であり、「ケンジ童話の中にあって実に平凡」⁸であるがゆえに、「村童スケッチ」としても大して評価されず、また、伝統的な民俗を描いていないために民話的作品としても論じられてこなかった。本論は、些細で平凡な子供の体験談を民譚ととらえて読み直し、賢治の童話において見過ごされてきた民俗の表象として考察したい。テキスト分析で参照するのは、ここまで言及してきた「世間話」という概念であり、さらには「現代民話」という考え方である。共同体の過去の民俗をとらえる「昔話」ではなく、現在の生活を語るための「世間話」や「現代民話」という概念を導入することで、類型的な枠組みに縛られない民話の表象を明らかにできるだろう。

第2節 「世間話」をめぐる二つの立場

先に、世間話とは、身近な出来事を固有の人物・事件をあげて自在に話すものと述べた。この説明は一般的にも違和感のないものと思う。しかし、民俗学においては、多様な民間話のうちどこまでの範囲を「世間話」とするか、議論の分かれるところであった。本節は、重信幸彦の「「世間話」再考——方法としての「世間話」へ——」（1989年）をもとに、初期の世間話研究における2つの立場の違いを確認し、いずれの立場に本論の関心があるかを示す。

重信が注目したのは、1963年に『西郊民俗』誌上で、最上孝敬、井之口章次、桜田勝徳、大島建彦ら4名の民俗学者によって議論された「世間話」特集である。特集の焦点は、昔話や伝説とは異なり、語る人や場所、時間などを限定しない世間話という自由な「ハナシ」⁹の領域を開拓しようとする点にあったが、同時に、自由度と汎用性の高い世間話を民俗学の研究対象としてどのように囲い込むかが議論の争点となった。本論では、対照的な立場をとった井之口と最上の主張に着目するが、まずは、提題者の井之口による「世間話」の5つの研究課題を確認しよう。

- 一 集団のおかれている立場や環境を理解し、関心の所在を明らかにして世論の基盤を浮き出す。
- 二 集団の性格や意志を求める。
- 三 集団内における個人の感情の基準や常識線を求める。
- 四 世間話の話題の中から、文芸の萌芽や文芸の破片を求める。
- 五 世間話と一般の習俗との関連。また世間話の中から一般の習俗の破片をさがす。

（井之口章次「世間話研究の意義と課題」『西郊民俗』第25号、p.5）

以上5つの課題に対して、井之口と最上は対照的なとらえ方をしている。井之口の関心は一～三にあり、「世間話の背景をなしている社会や、聞き手との間にかもし出される雰囲気や、集団の中での個人の感情」¹⁰を、現代の雑多な話によって探ろうとする。これに対して、最上の関心は五にあり、古い習俗を探るための伝承資料として世間話を用いようとする。先の井之口が現在志向であるとすれば、最上は過去志向といえる¹¹。

最上と井之口の立場は、どちらか一方を世間話研究の正しいあり方と断定できるものではない。しかし、その後の世間話研究が伝承性を前提とした類型によって、話の範囲を限定する方向へ進んだことをふまえれば¹²、研究の初期段階で伝統的な伝承性に重きを置かず、研究の間口を広く設定した井之口の姿勢はやはり評価できるだろう。重信幸彦は、井之口の次の言及に、声の言葉を「場」のコンテキストのなかで捕捉しようとする態度を読み取っている。

世間話を筆録・分類する作業が進んで、仮りにこれだけが全世間話の集成本であるということになったばあい〔…〕それはあくまでもテキストの考究にとどまり、その世間話の背景をなしている社会や、聞き手との間にかもし出される雰囲気や、集団の中での個人の感情などが、ますますとらえにくいものになりはしないだろうか。〔…〕資料を一片の条文に変える以前に、生きたままで使う心持があってもよかろうと思う。

(井之口章次「世間話研究の意義と課題」p.6)

井之口が問題とするのは、類型によって民俗学が扱うべき世間話とそうでないものを切り離そうとする態度である。類型に当てはまらなければ、たとえ聞き書きの場にその話が上ったとしても異質なものとして隠蔽・抑圧されてしまう事態を井之口は危惧したのだ。話者と聞き手の対話的な空間や、世間話が生成される「現在」の社会、さらには、その社会や世間に置かれた個人の感情にまで焦点化しようとする井之口の方法は、現在においても示唆に富む。

こうした立場に立つ井之口が収集すべきとした話は、1. 見聞・体験談。2. うわさ話。3. 身辺雑話。4. 滑稽話。5. 怪異譚である。宮沢賢治が民譚とした「二人の役人」には、1～4の特徴が含まれている。先の最上が、古い習俗を探る手段として5の怪異譚的な世間話に着目したこともふまえれば、宮沢賢治の「二人の役人」は、井之口の提唱した世間話、つまり「今」身近で話されている雑多な話を、童話化または小説化した作品といえるだろう。

次節では、見聞・体験談の性格を重視して作品分析にあたる。同時代の文脈を読み取り、主要な登場人物である子供達の属する世間を再構成することで、彼らの持つ批評性を考察したい。

なおここで、本論が子供へ焦点化する理由を付言しておこう。「二人の役人」が子供の体験談であることは大きな要因だが、それだけではない。第一に、口承文芸研究の観点からみると、従来の、というよりは柳田国男の昔話研究において、子供の伝承者が軽視されてきた実情が挙

げられる。昔話によって「固有信仰」を求めようとした柳田は、「昔」とより強固に繋がる古老の語り手を重用する向きがあったのだ¹³。第二の理由は、賢治研究の側にある。詳しくは次節で述べるが、「村童スケッチ」群を論じた先行論において、「二人の役人」に登場するような学童の存在は軽視される傾向にあった。不当な扱いを受けてきたこれらの子供達の存在意義や、彼らの語りを「世間話」や「現代民話」の考え方をを用いて再評価することも本論の重要な目的である。そのためには回り道になるが、次節のはじめでは、「村童スケッチ」と「二人の役人」に関する先行研究についても確認を行う。

第3節 忘れられた民譚——「二人の役人」再考

3-1. 「体性感覚的擬態語世界」の魅惑と、学童の認識世界

イーハトーヴ民譚集「二人の役人」（1923 頃）は、幼少期の宮沢賢治をモデルにした「私」と、賢治の友人である藤原慶次郎（本名は健次郎）が体験した話を回想形式で語る作品である。

「私」と慶次郎は「風穂の野はら」へ蕈採りに出かける。「ほんたうに立派な」風穂の野原には、あちこちに「栗の木やはんの木の小さな林」があり子供のよい遊び場になっている。ところが、「九月の末のある日曜日」は様子が違った。「本日は東北長官一行の出遊につきこれより中には入るべからず。東北庁」と、野原の入り口に「白い立札」がかかっていたからだ。尋常5年生の二人はその立札を「すらすら読み」中へ入るか躊躇するが、禁止を無視して蕈採りを始める。そこへ二人の役人が「メリケン粉の袋」を抱えてやって来る。「私」と慶次郎は、「きっと殺されるにちがひない」と萱の間に身を潜めるが、役人たちは「私ども」を縛りに来たのではなく、東北長官一行の出遊に備えて辺りに栗の実を蒔きに来たのだった。結局、子供たちは役人に見つかるが、役人たちに頼まれて採った蕈を一緒に植え直し、「蕈の公園」をこしらえる。その光景の「見事」さに「私たちはたうたう笑ひ」、役人も笑い出すというのが大筋である。

秋枝美保が作品案内的な文章において指摘したように、この作品の面白みは物語後半の滑稽味にある¹⁴。にもかかわらず、「二人の役人」を論じた先行論は、作品前半部の「立札」に書かれた「東北長官」の存在や、「東北庁」などの要素から、近代国家日本の国内植民地「東北」を描いた物語として本作を読む傾向にあった¹⁵。宮沢賢治の作品が、ある種の辺境性を持つことは事実である。辺境のマイノリティとしての宮沢賢治が、イーハトーヴの世界を描くことで、東北の辺境性に如何なる介入を試みたかを探る問題意識¹⁶は魅力ある問いであり、本論も踏襲する課題だ。ただし、「二人の役人」を読むにあたって、次のような「中央」対「地方」の構図がどこまで有効であるかは、再考する必要があるだろう。

「二人の役人」において回想されるのは〔・・・〕土地の過去の記憶を体現し代表するような幼少期の〈私たち〉二人と、タイトルにもある〈二人の役人〉すなわち中央政府と結びついた官吏二人との間での対立の構図なのである。子どもたちと役人たちとの間での交渉は

直接的には蕨や栗などをめぐってなされるものなのであるが、栗の木の前の立て札に書かれた〈本日は東北長官一行の出遊につきこれより中には入るべからず。東北庁〉という警告を無視して〈私たち〉が野原に入ることから起こった出来事は、どこか領土をめぐる駆け引きめいた様相を帯びてくる。だとすれば、子どもたちと役人との間の蕨や栗をめぐる交渉の記憶は、「東北」が近代化の中で被ったことに対する想像力を極端なまでに膨らませたものであると見てよい。

(段裕行「「イーハトヴ」の近代——「東北」の記憶と忘却——」 p.25)

この読みの方向性は最後の一文に表れている。すなわち、子供の遊び場である野原を東北の象徴とし、そこで採れる蕨を土着の作物として見立て、役人と子供の関係に中央による収奪を読み取る読解だ。この読解のもとでは、子供は、「土地の過去の記憶を体現し代表する」者として、役人は、「中央政府」の代理として二項対立的に位置づけられる。

確かに、「二人の役人」からは、横暴な権力とそれに抑圧される「地方」という構図を読み取ることができる。しかし、上述のような「中央・近代」対「地方・前近代」の大きな図式のなかで見落とされた事項があるのも事実である。

第一に、立札の禁止を無視して蕨採りをしていた子供たちが、役人を見つける場面で生じた恐怖について。「きっと殺されるに違いない」、「殺されないにしても縄られる」と、「私」たちが異様なまでに覚悟するのはなぜか。段はこの点を、「蕨や栗を採ること、そしてそのために土地に入ることが、あたかも国家に対する反逆であるかのように無意識のうちにとらえられている」ためと指摘するが、子供たちの恐怖は果たして「無意識」に過ぎないのだろうか。

第二の問題点は、「二人の役人」に登場する子供が学童であることに関わる。段の論では、近代化が地方に課した序列化の力学に子供たちは抵抗しながらも、その抵抗には学校教育によって中央集権的に標準化された限界があると指摘された。例えば、慶次郎が遊び場に入る権利を主張する際に持ち出す平等論が、天皇制を前提としていることがその限界にあたる。また、学童である彼らの主張が、「標準語」で書かれた立て札を「すらすら」と読んだうえで行われていることから、子供たちの抵抗自体が「東北」の差異としてある、いわゆる「方言」が解消された、「ある種の統合」のなかでの作業であるとして評価されなかったのだ。

このような読みが提出される背景には、テキスト内にある権力関係の非対称性を明らかにし、描き込まれた地方の「差異」そのものを評価しようとする研究姿勢があり、この姿勢は「二人の役人」と同様に東北の村童を描いた他作品の論にも見出せる。例えば、安藤恭子の「十月の末」論などは顕著な例で¹⁷、そこでは、近代と前近代の二項対立的図式を崩す「差異」として、未就学児童の「体性感覚的擬態語」に基づく世界観が発見されている¹⁸。

未就学児の身体感覚にもとづく世界観は、原初的で未分化の感情や知覚に満ちており、いわゆる辺境のマイノリティとしての宮沢賢治の独自性を評価するうえでも重要な観点として機能

している。しかしその一方で、「十月の末」や「二人の役人」に登場する学童たち——近代教育によって「中央集権的に標準化された者、すなわち既に日本国民の価値観の多くを内面化したであろう者」¹⁹——には、近代と前近代の対立を生じさせるための一構成要素ほどの意味しか見出されず、彼らの認知する世界や、独自の話の世界は顧みられなくなっていた。

本論はそうした学童を再評価するためにも、「近代・中央」対「前近代・地方」のような大きな枠組みから一端離れ、語り手が回想する特定の時間と空間、つまり、尋常5年生の「私」たちの身近にあった〈小さな世間〉の再構築を試み、その中での子供の知覚や感性、振る舞いに注目したい。この〈小さな世間〉は、外部の歴史性と没交渉の空間を想定したものではない。外部へと通じる回路は、先行論で軽視されてきた学童たち、〈文字の読める子供〉の存在にあるからだ。文字世界、飛躍的に言い換えれば、近代世界に通じる彼らであるからこそ、生み出し得た声の世界として、イーハトーブの民譚は生成される。

3-2. 寺林のなかの恐怖——法的な「暴力」との対峙

作品分析にあたって、登場人物や作品内の時空間、そこで行われる行為などのごく基本的な情報を整理しよう。「二人の役人」は宮沢賢治と友人の藤原慶次郎の少年時代の一日を回想した作品である。作品内時間を特定する手がかりとなる子供の年齢は11歳、尋常小学校5年生の年だ。これは賢治の年譜によると、明治40（1907）年にあたる²⁰。

次に、回想の舞台となる空間を、子供たちが野原の入り口に立札を見つける場面で確認する。

「構ふもんか、入らう、入らう。こゝは天子さんのとこでそんな警部や何かのとこぢゃないんだい。ずうっと奥へ行かうよ。」

私もにはかに面白くなりました。

「おい、東北長官といふものを見たいな。どんな顔だらう。」

「鬚もめがねもあるのさ。先頃来た大臣だってさうだ。」

「どこかにかくれて見てやうか。」

「見てやう。寺林のとはどうだい。」

寺林といふのは今は練兵場の北のはじになってみますが野原の中でいちばん綺麗な所でした。はんのきの林がぐるっと輪になってゐて中にはみぢかいやはらかな草がいちめん生えてまるで一つの公園地のやうでした。

（第9巻、p.112）²¹

「私」と慶次郎が東北長官の顔を盗み見てやろうと向かったのは、野原の奥のはんのきで出来た寺林だ。この寺林が「一つの公園地のやう」と喩えられることは強調しておきたい。なぜならこの後、「野原の中でいちばん綺麗な」公園地は、二人の役人と子供たちとの偽装工作によ

って、全く別の公園へと作り替えられるからだ。しかし、この点を議論する前に、まずは、子供たちが役人を見つけた時に抱いた恐怖の意味を問うことから始めよう。

「来たよ、来たよ。たうたう来たよ。そらね。」

私は萱の間からすかすやうにして私どもの来た方を見ました。向ふから二人の役人が大急ぎで路をやって来るのです。それも何だかみちから外れて私どもの林へやって来るらしいのです。さあ、私どもはもう息もつまるやうに思ひました。ずんずん近づいて来たのです。

「この林だらう。たしかにこれだな。」

一人の顔の赤い体格のいゝ紺の詰めえりを着た方の役人が云ひました。

「うん、さうだ。間違ひないよ。」も一人の黒い服の役人が答へました。さあ、もう私たちはきっと殺されるにちがひないと思ひました。まさかこんな林には気も付かずに通り過ぎるだらうと思つていたら二人の役人がどこかで番をして見てゐたのです、万一殺されないにしてももう縄られると私どもは覚悟しました。慶次郎の顔を見ましたらやっぱりまっ青で唇まで乾いて白くなってゐました。私は役人に縄られたときとった藁を持たせられて町を歩きたくないと考へました。

(第9巻、pp.112-113。下線は筆者。)

従来、子供たちの抱いた恐怖は、勝手に土地に入ることが「国家に対する反逆であるかのように無意識のうちに捉えられている」(段裕行、2000) ためとされたり、「縛られると思つた二人はとった藁を捨ててしまう。いかにも子供らしい反応である」(清水正、2017) と一笑に付されるような扱いをされてきた。しかし、この作品を構成する時空間、さらには立札に対する慶次郎と「私」の反応を考慮した時、彼らの恐怖を生じさせる根拠が見えてくる。

なぜなら、作品内時間である1907年、「私」と慶次郎の隠れている寺林という場は、一つの方法によって新たな制度の元へ編入されようとしていたからだ。その法律とは、明治40年に全面改正された森林法である。社寺林は、明治4(1872)年の上知令を発端にその多くが官有にされたが、管理組織が不十分だったこともあり盗誤伐があとを絶たなかった。森林の荒廃を防ぐ名目の法整備は明治のほぼ全期にわたって進められ²²、明治30(1897)年には保安林制度を導入した森林法の施行に至っている。当時の新聞の衆議院議会記録欄を見ると、宮沢賢治の生誕年である1896年を中心に、森林法に関する議論が活発化していたことが分かる。

同案は政府より衆議院に提出せられたり此法律に於て森林と称するは御料林、官林、部分林、公有林、社寺林及民林を云ひ原野山岳其他の土地にして国土保安上又は風致上造林を要するものは森林に準じて此法律を適用するものたり総則、監督、保存林、林業組合、森林警察、罰則及び雑則の七章百二ヶ條に分ち本年十月一日より施行する法案なり

（「森林法案提出」『朝日新聞』1896年1月21日、朝刊、p.1。下線は筆者。）

引用からは、国土保安や風致保全のために社寺林が制度的に保護されていた状況が読み取られるが、そこには当然、権力による監視や罰則も設けられていた。そしてこの監視体制は、作品内時間である1907年の森林法の改正によってより強固なものとなるのだ²³。単純に条項の数を比較しても改正前から改正後は倍近くになっており、社寺林に関する条項も増加している²⁴。また、罰則規定においても、森林の産物を窃取した場合、より重い禁固刑に処されるよう変更が行われているのだ²⁵。さらに、森林法に従い違反者を取り締まる森林警察の存在などを加味すると、「二人の役人」にはこの法律を暗示する要素が散りばめられているとわかる。親しんだ〈小さな世間〉である遊び場を、一枚の立て札によってある日突然占有する東北長官に対して、「〔野原は：引用者注〕そんな警部や何かのどこぢゃないんだい」と叫ぶ慶次郎の怒りや、採った蕨を抱えて息を詰まらせ、「縄られる」と恐怖する「私」の感情は決して無根拠ではない。

尋常5年生の秋に、宮沢賢治が森林法を理解していたかについては、当時の教育状況を含めて検討が必要であるが、回想形式をとるこの作品が学童達の身近な遊び場を変質させ始めた出来事として、新聞を賑わせた法改正の文脈を意識的に組み入れ、学童達の感性と身体性にその事件に対する批評を担わせたことは確かである。立札の文字を読みその意図を理解する子供たちだからこそ抱き得た権力への反発や恐怖を、「二人の役人」は表出させているのだ。

3-3. 蕨の公園づくり——都市と後背地の軋轢

ここまで、「白い立札」の背景に同時代的な法制度を読み込み、学童達の持つ批評性を指摘したが、ここからは本作の後半部である役人と子供たちの共謀について考察する。

本作において役人は、森林を監視する監督官や森林警察を一方に暗示させながらも、非常にコミカルに描かれている。それは、彼らの目的が東北長官一行を接待することにあるからだ。それにしてもなぜ、東北長官は「風穂の野はら」へやって来るのか。保安林や練兵場になる予定の土地を視察する意味も含まれるかもしれないが、基本的にはテキストに明記された通り、長官は「六人も御家族をつれて」、「出遊」つまりは行楽にやって来るのだ。行楽の場に寺林が選ばれる理由は、ここが「野原の中でいちばん綺麗な」、「一つの公園地」であることに関係していよう。「二人の役人」における寺林には、保安林として近代の法制度へ編入されていく側面と、人々が山幸狩りを楽しむ行楽地としての公園の側面が、二重に付与されているのだ。

「公園地」という言葉に着目して「二人の役人」を読んだ中野隆之は、国家による公園の整備が進むなかで、寺社の境内も公園地として整備されていく時代状況を指摘した²⁶。本論は行楽地としての公園をめぐる同時代状況へより詳細に注目することで、1907年に東北の子供たちの遊び場を変質させたもう一つの性格を明らかにしていきたい。

東北長官たちが寺林にやって来る理由は、「私ども」と同じく蕨狩りのためである。蕨狩り自

体は近代以前から存在した行楽であるが、作品内時間である明治末から作品の書かれた大正期にかけての蕨狩りが、東京と近隣の県を鉄道で結ぶレジャーの一環として日常化し始めていた事実は注目してよいだろう。例えば、1905年に『読売新聞』に掲載された「茸狩の菜」（10月12日朝刊）には、近代文学にも度々登場する埼玉県の大宮公園や、千葉県八街が首都圏在住の「大抵な人」にとって手頃な蕨狩りの名所として紹介されている。駅や百貨店で列車の切符を購入し、週末は少し遠出して近隣の県へきのこ狩りに出向く流れは、本作の書かれた大正期まで続いたようだ。

「二人の役人」は、中央のおそらく東京の人である長官一家を野原で一番きれいな〈公園地＝寺林〉でもてなす作品であり、ここには、1907年当時名所と名高かった大宮公園や八街を、東北の「私」たちの遊び場である寺林へスライドさせるような発想が働いているのだ。しかし、模倣の末に完成した「蕨の公園」は実に滑稽な代物となる。役人が子供たちから半ば強引に奪った蕨を、長官一行が見つかりやすいように林へ植え直す場面でその点を確認しよう。

「丁度いゝよ。七十ある。こいつをこゝらへ立てゝかう。」

紺服の人はきのこを草の間に立てやうとしましたがすぐ傾いてしまひました。

「あゝ、萱で串にしておけばいゝよ。そら、こんな工合に。」黒服は云ひながら萱の穂を一寸ばかりにちぎって地面に刺してその上にきのこの脚をまっすぐに刺して立てました。

「うまい、うまい、丁度いゝ、おい、おまへたち、萱の穂をこれ位の長さにちぎって呉れ。」私たちはたうたう笑ひました。役人も笑つてみました。間もなく役人たちは私たちのやった萱の穂をすっかりその辺に植えて上にみんな蕨をつき刺しました。実に見事にはなりましたが又おかしかつたのです。第一萱が倒れてみましたしきのこのちぎれた脚も見えてみました。

(第9巻、pp.116-117)

なぜ、完成した「蕨の公園」はおかしな代物にしかならないのか。それは、役人と子供たちの「笑い」に象徴されるように、この「蕨の公園」が長官一行へ向けられた痛烈な皮肉であるためだ。東北長官からの覚えをめでたくしようと、栗を蒔いたり蕨を植えたり準備に励む役人たちであるが、野原に自生した蕨は見つけにくいからといって、70もの蕨を密集させて植え直す行為は接待の域を明らかに超え、からかいや皮肉の要素を生んでいる。役人が笑うのは、彼らに偽装工作を強いるより大きな権力内の構造を揶揄する快感からであり、子供たちは役人の滑稽な努力から透かし見るその構造を笑うのだ。

当時、増加する茸狩り客のために蕨が不足し、行楽地の住人があらかじめ市場で購入した蕨を山へ植え直す笑話は他にも存在した²⁷。「二人の役人」は都市と後背地の軋轢を語ったそれらの笑話の系譜を踏襲した話といえよう。ただしこの民譚が特異なのは、役人と子供という本来

なら交わるはずのない両者がアイロニカルな遊びに興じ、東北庁という大きな権力をからかう社会諷刺譚になっていることだ。

第4節 世間話または現代民話としての「二人の役人」

「現代民話」の特徴を社会諷刺という思想性に求めたのは、民俗学者の島村恭則である。島村は、「身近な話」として「現在化した話され方をする傾向」のある一群の語りを「現代民話」と定義した²⁸。これは第2節で確認した井之口による「世間話」の定義と同様のものにみえる。実際、「世間話」と「現代民話」の境界は曖昧なのだが、島村は日本で「世間話」として蓄積されてきた話群と、「現代民話」の間にあえて思想性という線引きを行う。ここには、島村が日中韓の「現代民話」の比較研究によって得た、日本における社会風刺譚の圧倒的少なさという結果が影響している。島村は、日本で諷刺的内容が語られない理由を、1970年代以降の脱政治化された社会状況や、比較的緩やかな言論統制状況のほかに、口承文芸研究の問題へ求めている。つまり、怪異譚へ関心が集中した世間話研究によって、政治的・社会的な風刺機能を持つ笑い話が看過されてきたとするのだ。

そこで島村は、日本が脱政治化される以前の1950年代に活動を始めた、吉沢和夫や松谷みよ子ら民話運動の人々の有した問題意識に着目する。島村は、「現代民話とは、民衆の想像力による現代への問いかけ」であるという吉沢の視座を評価し、「民俗学においても、社会性・政治性という視座を確保した概念として「現代民話」の語を積極的に用いるべき」と主張している²⁹。

本論はここまで、身近な事件を語った世間話を童話化した作品として、宮沢賢治の「二人の役人」を分析してきたが、第3節で明らかになったような社会風刺性を持つ点では、「二人の役人」は上述の「現代民話」の側面をも有していたといえる。

しかし、注意しなければならないのは、社会諷刺としての「現代民話」は時に、私的なものを疎外する側面を持つことだ。吉沢和夫は「現代民話」の立場に立つ自身を、「現代伝説」（本論では怪異譚に偏向した「世間話」と同義に用いる）の立場と区別して次のように述べている。

〔現代伝説の主張は：引用者注〕徹底的に中心が私なんです。「現代民話」は私じゃないんです。「現代民話」というものによって問いかけようとした民衆の心なんです。だから明治の話も大正も今度の戦争も問題になってくる。それは「私」の問題じゃないんです。〔…〕
「現代伝説」の場合〔…〕「私」の感覚にとって何が面白いかということが話を選ぶ基準になってくる。そうすると、これは「現代民話」と全然違ってくるんだと思うんです。そこでは戦争や戦後の公害の問題というのは第一次的な問題から外れていくんだと思うんです。それよりは、耳にあげたピアスの穴から神経が出てきたっていう話の方が優先されてくるでしょう。

（「討論会 第4回「用語の問題」」『聴く・語る・創る』第6号、1998年11月、p.198）

戦争体験や公害の話よりも、ピアスの穴の話にリアリティを感じるようになった下の世代の研究者たちとの隔絶を感じさせる興味深い一文であるが、ここでは、吉沢の主張が「私」による私的な関心よりも、社会問題に応答する「民衆の心」の方を重要視する点に注目する。「私」と短期的な「今」が構成する話に傾注する現代伝説研究へ、吉沢や島村が投げかけた疑問は、閉塞状態にあった日本民俗学を外へ開いていく手立てとしては意義を持ったのだろう。

しかし、ここまで宮沢賢治が描き出した〈小さな世間〉に注目してきた本論は、「民衆」という大きな社会主体による現代への問いかけといった、「現代民話」の思想をそのまま取り入れて「二人の役人」を評価するわけにはいかない。宮沢賢治の忘れられた民譚は、「私」の遊び場で生じた経験という非常に私的な語りや、法改正や都市と後背地の軋轢、また中央集権などの「公の場」へ接続されていく点に面白さがあるからだ。本論の最後では、私的な領域に発生する「私たち」の世間話が、「公の場」と対比的に接続される箇所をテキストの結末部で確認する。

(1) その日の晩方おそく私たちはひどくまはりみちをしてうちへ帰りましたが東北長官はひるころ野原へ着いて夕方まで家族と一緒に大へん面白く遊んで帰ったといふことを聞きました。その次の年私どもは町の中学校に入りましたがあの二人の役人にも時々あひました。二人はステッキをふったり包みをかゝえたり又競馬などで酔って顔を赤くして叫んだりしてゐました。(2) 私たちはちゃんとおぼえてゐたのです。けれども向こふではいつも、どうも見たことのある子供だが思ひ出せないといふやうな顔をするのでした。

(第9巻、p.117-118、下線および番号は筆者)

「二人の役人」の物語空間において「公の場」に流布した話は、下線(1)の東北長官が「家族と一緒に大へん面白く遊んで帰った」という話題で、これは役人の接待の成功談として「私たち」の耳にも届く。一方、公に流布した成功談とは別の形で語り出されるのが「私たち」の民譚＝「二人の役人」である。中学生になった二人の子供が誰なのか「思ひ出せない」役人に対して、寺林での出来事を「ちゃんとおぼえて」いる「私」は、第3節で確認したように、子供の日という些細な出来事の中へ、法的な「暴力」に対峙した際の身体的な恐怖や、東北長官の権威を脅かす「からかい」を含んだ笑いなどの要素を散りばめた「私たち」の民譚を、公の話とせめぎ合う形で語り始めるのだ。

おわりに

本論では、宮沢賢治の作品において看過されてきた「二人の役人」の分析を行った。

まずは、賢治によって民譚と称された本作が、研究史において民話的作品として受容されなかった理由を、賢治研究における既存の民話観の偏向に着目して考察した。東北の昔話や伝説

に表れるモチーフを題材とした話群のみを民話的作品として扱いがちであった先行研究に対し、本論は、身近の出来事を語る「世間話」や「現代民話」という、口承文芸研究や民話研究の概念を導入することで、宮沢賢治と民話をめぐる新たな議論の場を見出した。

「世間話」という分析概念の導入は、「二人の役人」を疎外していたもう一つの研究の方向性を問い直す結果にもなった。先行論が理論的背景としていた国民国家論では析出しにくい、作中人物の私的な知覚の領域を取り上げることができたからだ。近代の東北は、辺境のイメージとして語られると同時に、「国内植民地」として国家が外へ拡大するための後背地の役割を期待されていた³⁰。この歴史的な背景は宮沢賢治の作品にも内包されており、先行論は「中央」と「地方」の権力関係の非対称性や、作家の無自覚な権力への加担を問題視してきたのだが、ここではしばしば「近代」対「前近代」の大きな枠組みによる序列化が行われ、例えば近代教育を受けた学童のような存在は、国家の理論を内面化した者として軽視される結果を生んでいた。

本論は、そのような子供たちの〈小さな世間〉に注目し、彼らの遊び場を変質させる同時代の社会的な文脈とのせめぎ合いを問題化することで、個人の経験や感性が大きな歴史の背景とどのように結び付けられ、作品化されるかを考察した。

第4節の最後で述べたような、公の論理に対抗する私的な語りという要素が、宮沢賢治研究においてどのように評価できるかについては、他作品との比較を踏まえた検討が今後必要になる。しかし、本論が提出した世間話的童話という枠組みをふまえるならば、第1節の5分類に示した「税務署長の冒険」や「毒もみのすきな署長さん」にも、公／私の対立が個人の身体性や感性と結びついて語られる傾向はすでに報告されており³¹、このような共通性から、身近な事件を小説化した賢治童話を作品群として議論できる可能性はあるだろう。

また、私的な語りという問題を、本作が執筆された1920年代前半の文学状況の中でとらえるならば、この時期に「私小説」という言葉が現れ始めていた事実も³²、賢治作品の形式の問題を問い直す際には見逃せない事項になる。

しかし、本論の関心である宮沢賢治の民話的作品という視座に戻れば、やはり、この時期の賢治が民間説話を連想させる「民譚」という用語によって、子供の身辺雑話をもとにした話をジャンル化しようとしていた事実は興味深い。なぜなら、「二人の役人」の執筆時期と考えられる1923年の少し以前から、岩手では小学生の作文を使った民間説話の採集が行われており、児童の作文をもとに改変された昔話が、『郷土研究』のような中央の雑誌へ報告され、1926年には佐々木喜善によって、子供が採集した話を一部含んだ昔話集が刊行されているからだ³³。佐々木の昔話集には、柳田国男による添削が行われており、その過程を分析した先行論は、子供の伝承を軽視してより古い話を求めた柳田国男の姿勢と、子供の伝承であっても「目の前にそうした話が伝えられている」事実そのものを重視した佐々木喜善の立場の違いを報告している³⁴。

〈中央の柳田国男〉対〈東北の宮沢賢治や佐々木喜善〉のような単純な図式に落とし込むことは避けなければならないが、童話や民譚、昔話の用語の境界がまだ曖昧であった当時におい

て、柳田国男による視線とは別の観点による民間説話のとらえ方が、東北という場から同時多発的に発生していたことは興味深い事実である。本論では検討しきれなかったが、宮沢賢治の民話的作品をめぐる以上のような形式やジャンルの問題は、検討すべき研究上の沃野として残されていると考え、今後の研究課題としたい。

¹岩崎書店のホームページ（「宮沢賢治童話全集 新装版全 12」）を参照

<http://www.iwasakishoten.co.jp/book/b272195.html>（2019年7月30日閲覧）

²『新校本宮澤賢治全集 第9巻童話II校異篇』筑摩書房、1995年、p.43

³『宮澤賢治イーハトヴ学事典』弘文堂、2010年、p.188 及び p.508 を参照

⁴福田晃「民話とは何か」『日本の民話を学ぶ人のために』世界思想社、2000年、pp.6-7

⁵恩田逸夫「宮沢賢治の童話文学制作の基底」『宮沢賢治論三』東京書籍、1981年10月、p.24

⁶黄育紅「宮沢賢治の〈村童スケッチ〉——〈村〉と〈子ども〉の側面から——」『千葉大学日本文化論叢』第3号、2002年3月など

⁷段裕行「「イーハトヴ」の近代——「東北」の記憶と忘却」『日本文学』第49巻2号、2000年2月、p.24

⁸清水正「『二人の役人』を読む」『清水正・宮沢賢治論全集第二巻』D 文学研究会、2017年、p.463

⁹柳田国男は、1931年に発表した「世間話の研究」において、形式を重視する「物の言いよう」を「カタリ」、形式を重視せず自由に話すことを「ハナシ」として二分している。

¹⁰井之口章次「世間話研究の意義と課題」『西郊民俗』第25号、1963年4月、p.6

¹¹重信幸彦「「世間話」再考——方法としての「世間話」へ——」『日本民俗学』第180号、1989年11月、p.9を参照

¹²重信幸彦、前掲論文、p.30を参照

¹³石井正己「佐々木喜善論——口承文芸委への逆襲——」『口承文芸研究』第28号、2005年3月に詳しい。

¹⁴秋枝美保「「二人の役人」『宮沢賢治の全童話を読む』国文学二月臨時増刊号、第48巻3号、2003年2月、p.157

¹⁵注7の論で段裕行は、「東北庁」というモチーフの背景に、「1886年に北海道を総轄するために設置された「北海道庁」の存在」を読み込み、実在しない「東北庁」や「東北長官」が描かれる背後には、「東北」を植民地とみなす想像力が働いているとする。

¹⁶段裕行、前掲論文、pp.23-24

¹⁷安藤恭子「「十月の末」浸食される〈地方〉」『宮沢賢治〈力〉の構造』朝文社、1996年

¹⁸注17の「十月の末」論では、学校教育を受ける孫世代と近代教育を受けていない祖父世代の対立のような、近代化する地方農村に現れ始めた世代間の二項対立が整理される。その上で、未就学児の認識世界は、対立する世代間の図式を無化する可能性をもってテキスト末尾に登場

すると指摘された。

¹⁹段裕行、前掲論文、p.27

²⁰『新校本宮澤賢治全集 第16巻下補遺・資料年譜篇』筑摩書房、2001年、p.50

²¹宮沢賢治の作品の引用は『新校本宮澤賢治全集』（筑摩書房）により、引用に際しては巻数とページ数のみを記す。

²²「社寺林と法3」『法律のひろば』第38巻第1号、1985年1月を参照

²³「社寺の土地については〔…〕旧森林法（明40・法43号）によって社寺有林は公有林とともに一般の私有林とは別個に取扱われ、その経営は厳格に監督された。」（柳憲一郎「社寺林と法（二）」『法律のひろば』第37巻第11号、1984年11月、p.69）

²⁴例えば、「営林ノ監督」第13条は以下のような制限を社寺林に設けている。「公有林、社寺有林又ハ私有林ニ付地方長官ハ土地ノ状況ニ依リ箇所及期間ヲ指定シ落葉、落枝、柴草、土石、樹根、草根、切芝ノ採取若ハ採掘ニ関スル制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得」。以下、法令の引用は『日本法令索引』（国立国会図書館）による。

²⁵明治30年の森林法第37条は、森林窃盗に2円以上賦額2倍以下の罰金又は11日以上2年以下の重禁錮刑に処していた。これに対して、明治40年の森林法第83条は、3年以下の重禁錮又は賦額以上賦額2倍以下の罰金を課すよう変更されている。

²⁶中野隆之「二人の役人 野はらと公園」『宮沢賢治童話論集』図書出版のぶ工房、2016年

²⁷例えば、明治20年代の児童向け総合雑誌として有名な『少年園』には、行楽者の増加のために自生の松茸が不足し、山農が市場で購入した松茸を山へ植え直す話が掲載されている。人工的な蕈山で、意気揚々と蕈を採って帰る人々をからかった笑話である。（「松茸狩」『少年園』第2巻第24号、1889年10月、p.24）

²⁸島村恭則「日本の現代民話再考——韓国・中国との比較から——」『心意と信仰の民俗』吉川弘文館、2001年

²⁹島村恭則、前掲論文、p.82

³⁰河西英通『東北 つくられた異境』中公新書、2001年を参照

³¹モデル事件と作中人物の身体性の問題については、中村晋吾「国家のための酒、税をめぐる暴力——宮澤賢治「税務署長の冒険」論——」『昭和文学研究』第67集、2013年9月がある。

³²「『私小説』の語が現れたのが大正9（1920）年、こうした小説が頻繁に書かれたのが日露戦後の明治39、40（1906、7）年あたりである。」日比嘉高『〈自己表象〉の文学史——自分を書く小説の登場——』翰林書房、2018年、p.9

³³注13および、石井正己『遠野の民話と語り部』三弥井書店、2002年に詳しい。

³⁴石井正己「昔話叙述の方法——小笠原謙吉と佐々木喜善」『口承文芸研究』第18号、1995年3月。石井正己「佐々木喜善論——口承文芸への逆襲——」第28号、2005年など。